

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	共同利用施設の特別償却制度の延長	
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。	
3	担当部局	健康局生活衛生課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成21年度)	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 ----- 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等について、共同利用施設の拡大を通じた経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向とな

			ることが必要である。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生同業組合等は国の施策に沿った事業を実施しており、営利事業を行うものではないため、余剰金による積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的インセンティブを講ずることで、共同利用施設の取得を促進することが可能となる。さらに資金力の脆弱な組合に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に共同利用施設を取得するための財源確保が行えるよう措置する必要がある。 また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、デフレの影響、円高による国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き措置する必要がある。
8	有効性等	①: 適用数等	(対象施設数) 19年度 0 20年度 0 21年度 0 共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係営業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があり、既存施設の老朽化に伴う建て替えや新設の需要は底堅いことから、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。
		②: 減収額	(減収額) 19年度 0 20年度 0 21年度 0 22年度(推計) 0.2百万円 23年度(推計) 4.2百万円 ※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、中小零細事業者にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があり、既存施設の老朽化に伴う建て替えや新設の需要は底堅いことから、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p> <p>資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小零細の生活衛生関係営業を営む者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により設備投資(共同利用施設の取得)を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—